

長崎市特定空家等除却費補助金について

安全・安心な住環境づくりを促進するため、長崎市では、老朽化し危険である、若しくは危険となる恐れがある特定空家等の除却を行う方に、その除却費（家財道具等の処分費は除く）の一部（工事費が125万円以上の場合で、上限額50万円）を補助します。

1. 対象建築物

次の①から⑤をすべて満たす建築物が対象建築物となります。

- ① 長崎市内にあること
- ② 現に概ね一年以上使用されておらず、過去に過半が住宅として使用されていたこと
- ③ 木造又は鉄骨造であること
- ④ 周囲に悪影響を及ぼしている又は及ぼすおそれのあるもの
- ⑤ 構造の腐朽又は破損などにより、危険性のあるもの（市が、住宅地区改良法施行規則別表第1（い）欄に掲げる構造の腐朽又は破損の程度の合計評点が50点以上であると測定したもの。ただし、長屋は100点以上と測定したものに限る。）

2. 対象者

次の①から③のいずれかに該当する方が対象者となります。ただし、市税等の滞納がある方、暴力団関係者及び当該建物の所有権以外の物権（抵当権など）設定者からの同意を得られない方は、対象者となりません。

- ① 登記簿（未登記の場合は固定資産税関係資料）上の所有者（法人を除く）
- ② ①の方の相続人
- ③ ①又は②の方から、対象建築物の除却についての同意を受けた方

※①又は②に該当する方で、他の共有者から同意を得られない場合は、建築指導課へご相談ください。

3. 対象工事

次の①から④をすべて満たす工事が対象工事となります。

- ① 長崎市内に本店を置く法人又は長崎市内に住所を置く個人に請け負わせる除却工事であること
- ② 建設業法等による建築工事業、解体工事業等の許可又は建設リサイクル法による解体工事業に係る登録を受けた者に請け負わせる除却工事であること
- ③ 建築物のすべて（土間、基礎を含む）を除却する除却工事であること（長屋の場合は当該部分の除却工事でも可）
- ④ 他の制度等に基づく補助金の交付を受けない除却工事であること

4. 補助対象経費（2ページのイメージ図参照）

補助の対象となる経費は、次の①と②を比較し少ないほうの額の10分の8となります。

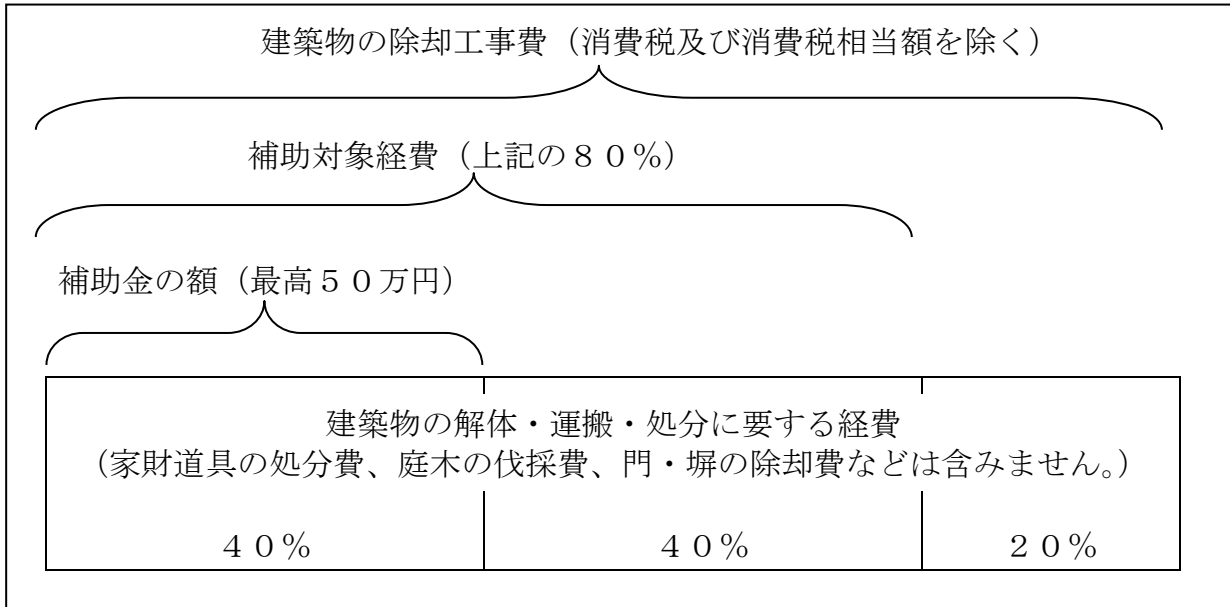
- ① 土間、基礎等を含む建築物全ての解体・運搬・処分に要する費用（消費税を除く額）
- ② 国土交通省が定める標準建設費の除却工事費（毎年変動します。）

5. 補助金の額（下のイメージ図参照）

補助金の額は、次の①又は②のいずれか少ない額（1,000円未満の端数切捨て）となります。

- ① 補助対象経費の2分の1
- ② 50万円

○ 補助対象経費と補助金の額のイメージ図



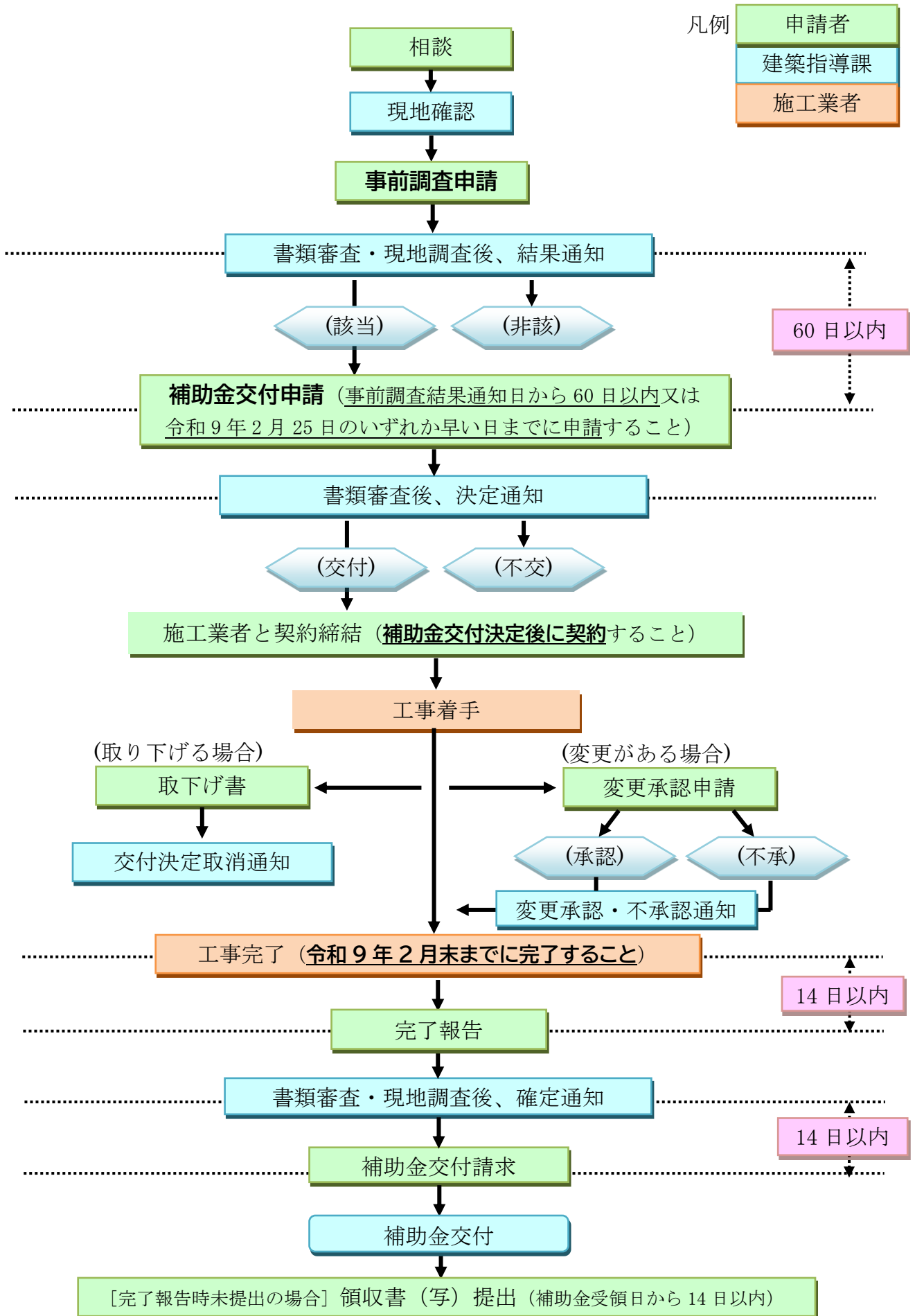
6. 事業期間

令和8年度

7. 注意事項

- ① 予算が無くなり次第終了させていただきます。
- ② 本補助金の交付決定を受ける前に、工事の契約又は工事に着手された場合には、本補助金の対象となりません。
- ① 令和9年2月25日までに交付申請がなされ、2月末日までに完了する除却工事が対象となります。
- ④ 各書類の提出期限が守られない場合は、補助金の支払いができません。
- ⑤ 工事完了報告書の提出時に領収書の写しを添付できなかった場合は、補助金の受領日から14日以内に領収書の写し（原本証明）を提出してください。
- ⑥ 建築物を除却することにより、住宅用地特例が適用されなくなるため、翌年度より土地の税額が増額になる場合があります。詳しくは資産税課（Tel.095-829-1131）までお尋ねください。
- ⑦ 本補助金についてのご相談があり、市において建築物の調査を行った場合には、本補助金を活用し除却を行うか否かにかかわらず、市から建築物の維持管理についての指導を受けることがあります。
- ⑧ このパンフレットは、令和8年度の内容を掲載しています。制度の内容は、年度毎に、又は年度中に変更される場合があります。

長崎市特定空家等除却費補助金のフロー図



補助対象建築物（腐朽状況）の例

